- 問題13 意見公募手続等に関する次の記述のうち、行政手続法の規定によれば、妥当なものはどれか。
 - 1 行政主体になりうる独立行政法人が定める審査基準も、意見公募手続の対象となる。
 - 2 意見公募手続の対象となる命令等には、法律に基づく命令の他に、単に事実を広く知らせるための手段としての告示も含まれる。
 - 3 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案及びこれ に関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。)提出先及び意見提出期 間を定めて広く一般の意見を求めなければならないが、公示する命令等の案は、具 体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定 める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。
 - 4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出 期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見を採 用しなければならない。
 - 5 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、 社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加 え、その適正を確保するようにしなければならない。
- 問題14 処分についての審査請求に関する次の記述のうち、行政不服審査法の規定に照らし、正しいものはどれか。
 - 1 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、当然に審査請求人の地位を承継するが、法人である審査請求人を別法人が吸収合併したときは、合併後存続する法人は、審査請求人の地位を、審理員の許可を受けることにより、承継することができる。
 - 2 審査庁となるべき行政庁は、審査請求を受理してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めなければならない。
 - 3 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成しなければならず、 当該名簿を審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他 の適当な方法により公にしておかなければならない。
 - 4 審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。
 - 5 審査請求への参加は、代理人によってすることができない。